

藤枝法人会報

令和6年度 第14回 税に関する絵はがきコンクール

藤枝税務署長賞



藤枝法人会長賞



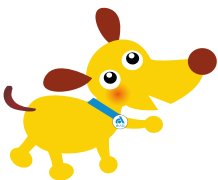
藤枝法人会女性部会長賞



優秀賞



優秀賞



No. 124

令和7年2月発行

発行所 公益社団法人 藤枝法人会 藤枝市藤枝4丁目7-16 (藤枝商工会議所2F)

TEL (054) 643-8410 FAX (054) 645-1310

E-mail svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp

URL <http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>



めざます 企業の繁栄と社会への貢献

会員
募集中



納税表彰式挙行

藤枝税務署並びに藤枝地区税務推進協議会主催の、令和6年度納税表彰式が、令和6年11月14日(木)小杉苑において挙行されました。表彰は、藤枝税務署長表彰・藤枝地区税務推進協議会長表彰の順で行われ、それぞれ表彰状が贈呈されました。

藤枝税務署長表彰



藤枝地区税務推進協議会長表彰



..... 当会関係者では次の方々が受彰されました。.....

(敬称略・表彰順)

藤枝税務署長表彰

| 法人名 | 氏名 | 法人会役職 |
|-----------|-------|-----------|
| 岡村建設工業(株) | 岡村美根子 | 理事/女性部会顧問 |



藤枝地区税務推進協議会長表彰

| 法人名 | 氏名 | 法人会役職 |
|------------|------|-------|
| しずおか焼津信用金庫 | 阿井 誠 | 副会長 |



| 法人名 | 氏名 | 法人会役職 |
|-----------|-------|--------|
| 落合電気空調(株) | 落合 俊幸 | 青年部会理事 |



| 法人名 | 氏名 | 法人会役職 |
|----------|-------|-------|
| (株)藪崎新聞店 | 中野 順二 | 理事 |



令和6年度

受賞おめでとうございます

(一社)静岡県法人会連合会長表彰状伝達式挙行

(公社)藤枝法人会主催の、(一社)静岡県法人会連合会長表彰状伝達式を、令和6年11月6日(水)松風閣にて、藤枝税務署の澤田勝良署長様をはじめ関係団体のご来賓をお迎えして開催いたしました。また、記念講演会として、国際ジャーナリストの飯山雅史氏をお招きし、「米新政権は世界と日本に何をもたらすのか?」というテーマでご講演頂きました。



司会：守谷総務厚生委員



青島会長のあいさつ



ご来賓の皆様方



式辞代読（江崎副会長）

功労法人表彰 5社

多年に亘り法人会の事業に協力、また会の発展に寄与され、納税道義の高揚及び税務行政への協力について、多大な功績が認められた「法人」に対する表彰です。



(法人名五十音順・敬称略)

| 法人名 | 会社役職 | 氏名 |
|-------------|---------|-------|
| 青島ポンプ工業株式会社 | 代表取締役 | 青島直久 |
| あおい税理士法人 | 代表社員 | 森祐輔 |
| 岡村建設工業株式会社 | 取締役 | 岡村美根子 |
| 株式会社コハラ | 代表取締役社長 | 小原照光 |
| 株式会社鈴木商会 | 取締役 | 鈴木喜久枝 |

会員たる法人の役職員表彰 2名

法人会の発展に寄与され、また、勤務する法人の経理業務または税務関連業務において他の模範となる功績があったと認められた「会員法人の役職員」の方々に対する表彰です。



(法人名 五十音順・敬称略)

| 法人名 | 会社役職 | 氏名 |
|----------|---------|--------|
| 巻田油業株式会社 | 顧問 | 朝羽 二三夫 |
| 株式会社山田組 | 取締役総務部長 | 原川 智寛 |

祝 辞



藤枝税務署 署長 澤田勝良様



静岡県藤枝財務事務所 所長 平山親子様



東海税理士会藤枝支部 支部長 大石 誠様

皆様、おめでとうございます。



〈受賞者代表謝辞〉
青島 直久氏



行動する法人会



— 令和7年度税制改正に関する提言 —

全法連では、令和7年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自由民主党

予算・税制等に関する政策懇談会 11月19日

財政・金融・証券関係
団体委員長

鈴木 英敬 氏 他



国民民主党

税制調査会ヒアリング 11月25日

税制調査会会長代行

浜口 誠 氏 他

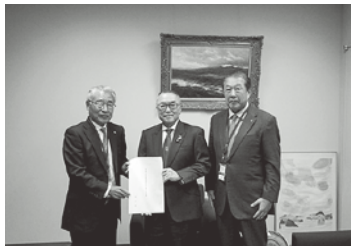


自由民主党

11月18日

税制調査会会長

宮沢 洋一 氏



左から野坂筆頭副会長、宮沢税制調査会会長、
飯野税制委員長

日本維新の会

12月17日

政務調査会会長代行

片山 大介 氏



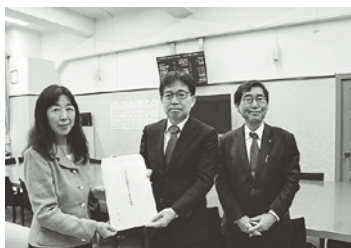
片山政務調査会会長代行(左手前)

財務省

11月12日

主税局長

青木 孝徳 氏



左から丸山税制副委員長、青木主税局長、
田中専務理事

国税庁

表敬訪問 12月9日

長官

奥 達雄 氏

課税部長

高橋 俊一 氏



左奥から高橋課税部長、奥国税庁長官
右奥から田中専務理事、小林会長、飯野税制委員長

総務省

10月17日

自治税務局長

寺崎 秀俊 氏



左から田中専務理事、丸山税制副委員長、
寺崎自治税務局長、飯野税制委員長

中小企業庁

10月17日

長官

山下 隆一 氏

事業環境部長

山本 和徳 氏



左から丸山税制副委員長、飯野税制委員長、
山下中小企業庁長官、田中専務理事、山本事業環境部長

「金利のある世界」が到来 新たな財政再建目標の策定を!

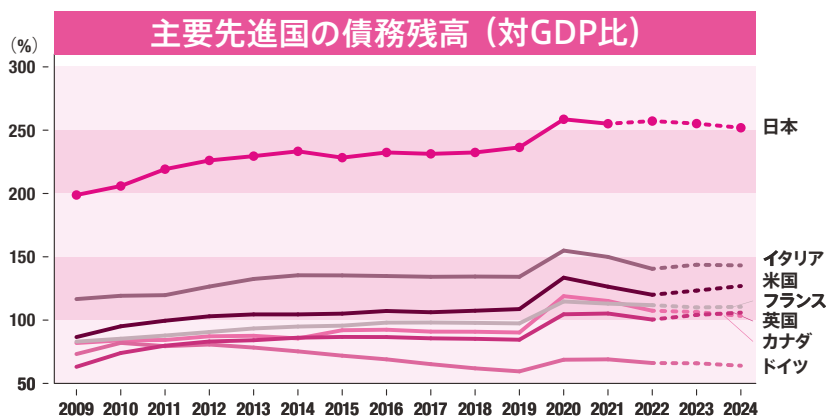


公益財団法人 全国法人会総連合

会長 小林 栄三

伊藤忠商事（株）名誉理事

中小企業を中心として全国約70万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月19日開催の理事会において「令和7年度税制改正に関する提言」を決議しました。新型コロナの世界的な流行が収束し、我が国における社会・経済活動もほぼ以前の状態に回復したと言えます。ただ、日本では100兆円規模とされる莫大なコロナ危機対応予算を計上したことで、国と地方を合わせた長期債務残高は、本年3月末で1,285兆円を突破しました。安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるためには、財政健全化に向けて財政規律を回復させることが重要です。本年3月、日本銀行は消費者物価の上昇などに対応してマイナス金利政策を解除し、17年ぶりに金利の引き上げに踏み切り、さらに7月には追加利上げも実施しました。「金利のある世界」への回帰を踏まえ、安定的な税・財政運営のために新たな財政再建目標の策定は急務であると考えます。また、地域経済や雇用の担い手である中小企業は、地域活性化の中心的な役割を担っています。地方創生を支える観点からも事業承継を含め、中小企業に対するきめ細かな税財政上の支援は欠かせません。



(出所) IMF “World Economic Outlook” (2023年10月) (注1)数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。(注2)日本は、2022年から2024年が推計値。それ以外の国は、2023年及び2024年が推計値。

令和7年度税制改正に関する提言（概要）

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- ・本年6月から始まった定額減税は、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いている。マイナンバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。与党内では物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。
- ・こども・子育て政策（加速化プラン）として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賅うとしているが、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

2. 企業への過度な保険料負担の抑制

- ・中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
- ・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

3. 行政改革の徹底等

- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
- ・今般の政治資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意欲を著しく阻害するものとなった。国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や用途の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めている。そうした企業が将来にわたっ

て存在感を発揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。
- (3) 中小企業の事務負担軽減 等

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税をめぐる事務負担の軽減

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があると、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

- (1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約70万社の会員企業を擁する団体です。41都道県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組み

にも力を注いでいます。また、法人会青年部会を中心に、社会保障給付の抑制と安定的な国の歳入確保に資するため「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、①「健康経営」[※]を柱にした企業の活力向上がもたらす税収の増加、②適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取り組んでいます。

※健康経営はNPO法人健康経営協会の登録商標です。



特集

瀬戸川「勝草橋」あれこれ

郷土史をひとりで楽しむ会 橋本昌吉

1 橋がなかった川



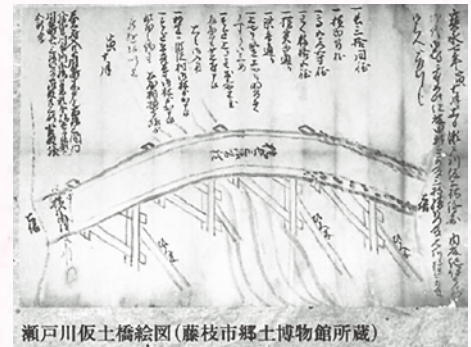
広重 東海道五十三駅 藤枝瀬戸川

勝草橋付近の瀬戸川は藤枝と青島の境をなし、東海道の要衝で旅人にも住民にも切っても切れない重要な川であった。この付近は瀬戸川が志太平野に流れ出る扇状地の扇頂に当たり伏流水となり、流れが細く常水が少ないことが多い。そのため昔は「一時川」とか「しょんべん川」と呼ばれていたこともあった。明治2年の記録では水無しの日が152日もあったという。また、河床が街並みよりも高い「天井川」でもあり、橋の上から見ると街並が大分下がっていることが分かる。そのため堤が切れると度々洪水を起こす暴れ川でもあった。

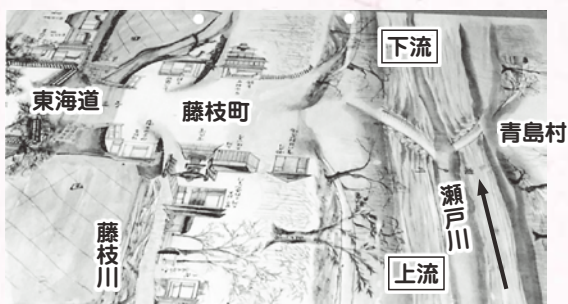
しかも、江戸時代の瀬戸川には架橋が禁じられ、川越しが行われていた。この川越しは「徒渡り」と称され、越すに越されぬ大井川に比べて、川幅も狭く水深も浅かったのでこの方法が用いられていた。渡河地点は現在の勝草橋周辺だった。瀬戸川に面した兩岸の河原町、志太村、稲川村に15人の川越し人足が常置されていたという。参勤交代などの大通行の時には川越し人足のほか、近隣の村々から助郷人足を動員して対処していた。

その料金は「川越し賃銭」と呼ばれ、川の水深によって膝水（ひざみず）8文・股水16文・帯水・乳通（ちちとおり）水32文・脇水・肩払（かたはらい）水に分けられ、水深に比例して賃銭は高くなっていた。

架橋が禁じられていた江戸時代、朝鮮通信使来訪時など特別な事情があるときは仮土橋が架けられた。天保5年（1834）から元治2年（1865）までの31年間の架橋は50回も記録されている。因みに江戸期を通じ通信使来訪は12回あり、そのうち11回が瀬戸川を渡った。これ以外にも度々仮土橋が設けられたのであろう。上図は宝永7年（1710）、朝鮮通伺便来訪時の広重版画である。



瀬戸川仮土橋絵図（藤枝市郷土博物館所蔵）



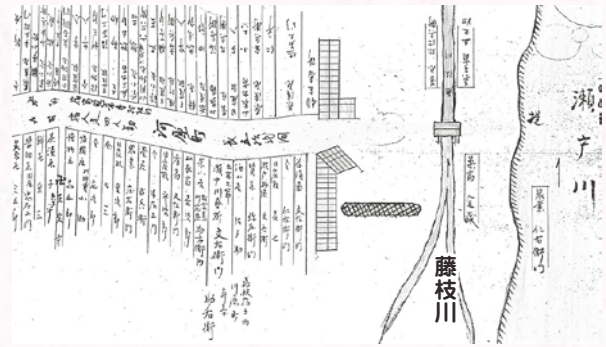
濁水期に利用された栈道

2 明治の栈道橋

明治維新になって「架橋渡船の禁」が解かれると、明治4年、藤枝の梅島与四郎氏、岩崎惣右衛門氏、志太の臼井初蔵氏らが資金を出し合い架橋した記録が残っている。「明治初年栄区全図」を見ると、河原に二本の栈道が架けられているのが

分かる。おそらくこのような橋であったと思われる。しかし、この橋は簡易な橋だったので冬の渇水期だけ利用し、夏の出水期には船を使っていた。

藤枝宿街並図（天保13年）には「領主番所」「川会所」「茶漬茶屋」などが画かれており川越しには関所的な性格が瀬戸川にもあったことは興味深く感じる。



藤枝宿街並図（天保13年）

3 明治の本格的架橋

冬季だけの仮橋では、当時の活発化した物資や人の移動には不都合が生じ、全国的にも架橋が進められていく中で、瀬戸川でも明治8年（1875）11月、町の有志らにより橋長104^尺、幅員3.6^尺の木橋が完成した。しかし、建設費が高み架橋から10年間は通行料を徴収したとされている。因みに通行料は右表のとおり。

| 区分 | 人 | 人力車 | 牛馬 | 馬車 |
|----|-----|-----|-----|---------|
| 橋銭 | 2 厘 | 5 厘 | 5 厘 | 2 銭 5 厘 |



広重三代「東海名所改正五十三駅道中記二十五藤枝瀬戸川橋」

この橋は、広重の浮世絵に描かれており、橋台には石積みが施され、道路には電線・街灯が描かれている。文明開化の波がこの地まで伝わっていたことが窺える。しかし、この絵は現況と異なるように感じる。想像で画いたのかもしれない。

瀬戸川の川幅は、享和3年（1803）、幕府に提出した「藤枝宿 御分間御絵図御用 宿方明細書上帳」によると113間余とある。瀬戸川のどの場所かはっきりしないが、1間を1.8^尺で換算すると200^尺ほどとなる。今の勝草橋の長さは95.6^尺であるから2倍ほどの川幅があったようである。

右図は明治22年の地形図で、勝草橋付近だけが不自然に狭くなっている。藤枝宿街並図（天保13年）を見ると藤枝川の右岸に堤があり瀬戸川へと河原が続いている。現在の清水銀行藤枝支店は瀬戸川の河川敷に入っている。銀行の東側の道路は元の三井農林工場跡の上流側で瀬戸川堤防に接続している。本来はこの道路が瀬戸川堤防ではなかったかと想像します。



明治22年の地形図

建設当時、洪水時の流量を通すため、桁下高の確保と建設費の削減のため、堤防の位置を川側に寄せたのではないかと、架橋場所が極端に狭くなっているのはこのためではないかと推察されます。この橋は明治43年の洪水で流されるのですが、川幅を狭めたことが流れの障害を招き落橋したのかもしれない。

4 「勝草橋」の命名

「勝草橋」の命名は、旧幕臣の伊佐新次郎岑光（みねみつ）と云われる。その由来は、齒朶（志太に通じる）の古い呼び名が「勝草」といったことから名づけたという説と、徳川方が、武田勢が守る田中城を攻めていた戦で勝利を治めたことから勝軍（かちいくさ）橋がつまって「勝草」となった故事説の二つがある。

ここで、話は少し横道にそれるが、伊佐新次郎について少し触れたい。新次郎は、文化6年（1809）4月、江戸の湯島三組町で伊佐家の長男として生れ、書道を小島五一に学ぶ。幕府の書院番兼金蔵奉行を勤め、嘉永、安政期には下田奉行所支配組頭として外国との交渉に当たるなど活躍し、日米修好通商条約締結には裏方として大いに奔走した人物である。伊佐は唐人お吉の物語にも登場している。

明治維新後、徳川慶喜に従い駿府入りし、鳥田市（初倉村）権現原で帰農し牧之原の茶園開拓に尽くした。また、書道・漢籍に造詣が深く、前島の「博習舎（宗乗寺）」、志太の「為善館（元撰取院）」でも教鞭をとるなど志太地域の近代教育の振興に大いに貢献した。今でもこの地に「岑満（みねまろ）」「如是（にょぜ）」などと署名の書を散見することができる。明治24年82才で逝去し菩提寺は初倉村坂本の法林寺にある。

5 明治43年の洪水により落橋

明治最初の本格的な橋も明治43年の洪水で流失してしまった。この年は8月7日から11日までの5日間、豪雨に見舞われた。特に7～9の3日間で総雨量877mmに達したと記録にある。9日午前9時20分頃、勝草橋に流木が引っ掛かり、濁流に抗しがたく流失したという。

同時に瀬戸川右岸の勝草橋上下流の志太堤防（字長藪）84間と、稲川堤防（字壺右ユ門島）42間が壊れた。この当時、稲川は瀬戸川の右岸にも分布していた。堤防を突き破った濁流は青木、南新屋、前島まで及んだという。この災害で青島地区だけで溺死者22名という惨憺たる状況だった。

その後、復旧した二代目の橋は20年余の昭和7年まで供用された。



明治43年架け替えられた二代目の橋

6 昭和のコンクリート橋（三代目）

二代目の橋は、大正・昭和と時代を経るごとに人や物資の輸送が増大し、旧東海道は国道1号線に組み込まれ重要路線となっていった。今までの木橋では幅員も狭く、大型化・大量化する物資の輸送には安全性に問題が生じていた。そこで主要幹線道路の橋梁として架け替えが計画されていった。



昭和・平成と利用された三代目

そして昭和7年7月31日、工事費概算26千円、鉄筋コンクリート橋が完成した。当時の新聞には「東海道の名橋・藤枝町の偉観」と紹介され、アールデコ風の照明塔が特徴のおしゃれな橋だった。この橋も平成12年に取り壊され、その間70年あまり藤枝の交通・産業を支えてきた遺産として惜しまれつつ幕を閉じた。親柱は郷土博物館に移設展示されている。

7 現在の橋（四代目）

現在使われている橋は平成15年に完成した。工事費13億4千万円、橋長95.6^{メートル}、全幅員19^{メートル}。



高欄には和風建築の縦格子状に藤枝宿の街並みを表現している。また、照明灯には藤の花をイメージさせる20本が並び、また、橋の四隅には親柱の上に照明柱が設置され、橋全体を柔らかな光で包んでいる。付近の景観に配慮されたデザインとなっている。

両側には幅5^{メートル}のレンガ歩道が整備され、片側3箇所ずつのバルコニーが設えられている。川の流れ、遠景の山並み、そして桜の眺めは一幅の絵画のようです。この橋は人々の架け橋、文化発展への架け橋、そして新しい時代への架け橋との願いが込められていると市の説明書きにある。



8 勝草橋に思うこと

市民会館や市民体育館などが無い時代、この付近の河川敷では湯水期を利用して、大相撲巡業・サーカス・凧あげ・花火・モトクロス大会・草競馬・闘犬・あげんだいなど多くのイベントや民俗行事が開催されていた。大相撲巡業は私が物心ついた頃で、家族と見物に行き、河原はとても混雑し子供が歩ける状態ではなかった。多分父親だと思うが肩車され見物した記憶がある。この場所がこれらのイベントに利用されたのは瀬涸れした河原があったというだけでなく、旧藤枝町と旧青島町の町民が集い易い、境界の川という立地も影響していると思われる。

本格的に架橋されてから150年が経つ、その間、四回架け替えられ、一回は災害で止む無く架け替えられ、後の三回は時代の趨勢、交通量の増大により架け替えられていった。元々は旧東海道、その後、国道1号となり、その役目を退くと県道、市道 藤枝駅広幡線となって現在に至っている。歴代の橋々は両町の発展を見守り続け、市民にとって思い出の多い掛け替えの無い橋であることは間違いない。

参考図書

- 「かちくさ」伊藤敬司氏
- 「むるぶ そこ知り志太物語」
- 「広報ふじえだ」藤枝市
- 「パンフレット 勝草橋2003」藤枝市
- 「青島町史」

写真で見る

夏休み親子税金教室

7/31(水)



in 焼津文化会館

主催：女性部会 参加者：保護者19名 児童25名

スタート!



司会：鈴木副部会長



女性部会、鈴木部会長の開会あいさつ。

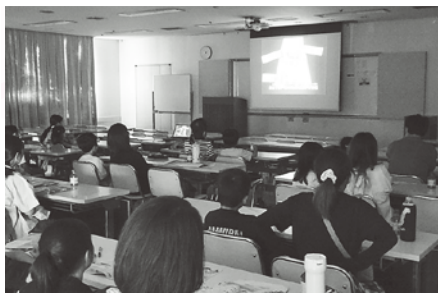
今日の講師は、藤枝税務署の吉田事務官。



最初に、租税教育ビデオ「マリンとヤマト不思議な日曜日」を観ました

☆ストーリー☆

公園で不思議な妖精を助けた小学生の姉弟、マリンとヤマト。「何でも願いをかなえよう!」大地の妖精コッピとクッピーの言葉に2人が考えたことは・・・? 毎日の暮らしのなかで「税」がどのようなところで使われているのかを知り、税の役割や必要性を学んでいく内容です。



次のページに続く

さて、税金についての勉強です

みんな真剣です!!



次に、税金クイズです。みんな答えが解るかな？



全法連テキスト
「タックスフロントと
けんたくん！」

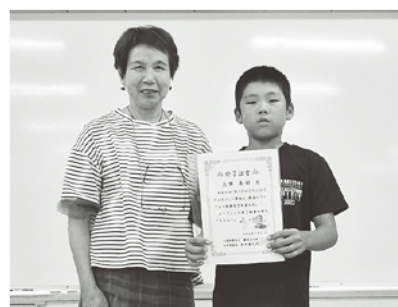
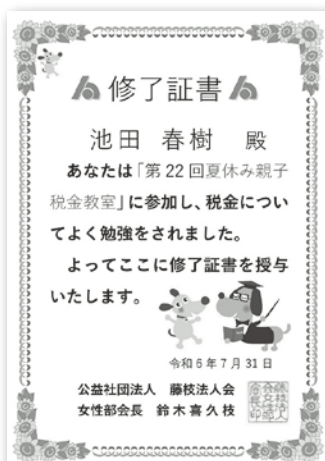


1億円のレプリカが入ってます。



1億円、持ってみました

最後に、代表して池田春樹さんに
修了証書と参加賞(けんたグッズ)
を受け取ってもらいました。



お疲れさま!
よく頑張って勉強してくれて
ありがとう!

令和6年度 **第14回** **え** **絵はがきコンクール**
せいの **かん** **税に関する**



〈主催〉公益社団法人 藤枝法人会女性部会
 公益財団法人 全国法人会総連合
 〈後援〉国税庁／藤枝市教育委員会／焼津市教育委員会

法人会では、租税教育の一環として、小学6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を全国的に実施しています。藤枝法人会でも1,631点の応募がありました。入賞36作品をご紹介します。

藤枝税務署長賞



焼津市立
 黒石小学校 6年
法月 結唯さん

講評

税金があることで、誰もが平等に医療や教育を受けられる。税を理解する上でとても大事なことが、きれいな色使いと優しいタッチで上手に描かれています。「税金」や「平等」の表現にも工夫がありますね。

(審査員:藤枝税務署長 澤田勝良)

藤枝法人会長賞



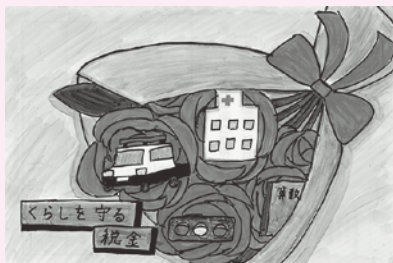
焼津市立
 黒石小学校 6年
石垣 花菜さん

講評

「こんなものにも「税金」が」と題し、税金の使われ方が確認できる作品であり、色使いや構図も素晴らしい、小学校6年生の視点で生活の中で税金が果たす役割を上手に表現している点を評価しました。

(審査員:藤枝法人会会長 青島直久)

藤枝法人会女性部会長賞



焼津市立
 港小学校 6年
福井 彩月さん

講評

いままでの、税金という堅い概念イメージとは少し違った表現で描かれていて、やさしいタッチで花束に包まれているところが、とてもインパクトがあり良いと思いました。

(審査員:藤枝法人会女性部会長 鈴木喜久枝)

優秀賞



藤枝市立
 青島東小学校 6年
山本 悠乃さん

講評

こういうごくごく身近なことに置きかえられると、思わずこちらも笑顔になりました。支えたいと思える人がいる喜び、支えになってくれる人がいるとう安らぎ、「ありがとう」という言葉がなんとも嬉しい。

(審査員:画家 山本宗平)

優秀賞



焼津市立
 黒石小学校 6年
桑原 そらさん

講評

素直にこういう事なのです。学びたい事を学べること、行きたい所に行けること、治したいものが治ること、そういう幸せの源が税金であると捉えていて欲しい。そしてそれが疑われない時代を期待したい。

(審査員:画家 山本宗平)

入選



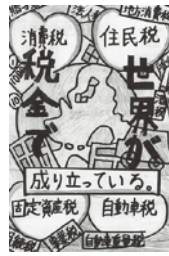
藤枝市立藤枝小学校 6年
村松 ひまりさん



焼津市立大井川西小学校 6年
大倉 早織さん



焼津市立立富小学校 6年
今村 あいさん



藤枝市立青島東小学校 6年
倉林 ちひろさん



藤枝市立青島東小学校 6年
櫻井 ゆあさん



藤枝市立青島小学校 6年
青山 紗由理さん



藤枝市立青島東小学校 6年
畑 昊晴さん



藤枝市立岡部小学校 6年
柴田 紗幸さん



焼津市立黒石小学校 6年
百瀬 そらさん



焼津市立豊田小学校 6年
村松 徹太さん



藤枝市立高洲南小学校 6年
菅谷 芽生さん



藤枝市立岡部小学校 6年
清水 心暖さん



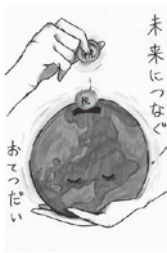
藤枝市立藤枝中央小学校 6年
石山 怜奈さん



焼津市立焼津西小学校 6年
今岡 葵さん



焼津市立港小学校 6年
山梨 夏輝さん



焼津市立小川小学校 6年
池田 朱里さん



焼津市立黒石小学校 6年
藤原 葵さん



藤枝市立栗梨小学校 6年
千秋 実梨愛さん



焼津市立港小学校 6年
鈴木 涼一さん



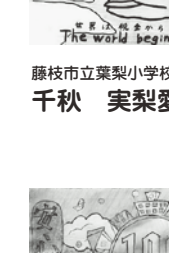
焼津市立大井川東小学校 6年
成田 侑希人さん



焼津市立港小学校 6年
カワムラリンディセイさん



焼津市立青島東小学校 6年
杉田 ななみさん



焼津市立大富小学校 6年
後藤 大地さん



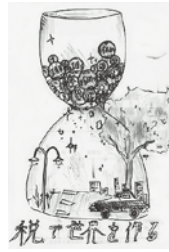
焼津市立黒石小学校 6年
葛葉 玲衣さん



焼津市立豊田小学校 6年
長澤 夢叶さん



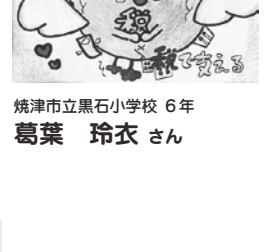
藤枝市立青島小学校 6年
鈴木 明香里さん



焼津市立和田小学校 6年
塚本 花凜さん



焼津市立大井川西小学校 6年
平井 花梨さん



焼津市立港小学校 6年
勝山 秋月さん



焼津市立港小学校 6年
中村 優月さん



藤枝市立青島北小学校 6年
深井 恵さん



焼津市立大井川西小学校 6年
平井 花梨さん

令和6年度 税金に関する作品 表彰式

令和6年11月22日（金）藤枝市生涯学習センターにおいて、藤枝税務署管内納税貯蓄組合連合会・藤枝間税会・藤枝法人会3会共催による『税金に関する作品表彰式』が行われました。藤枝法人会からは、上位優秀5作品（14ページ掲載）の方々に対して表彰状及び記念品が授与されました。また、多数の応募を頂いた17校（青島・青島東・葉梨・大洲・稲葉・藤岡・高洲南・岡部・焼津西・焼津南・豊田・大富・和田・港・黒石・大井川東・大井川西各小学校）に対して感謝状が贈呈されました。



【絵はがき優秀作品 出席者4名】 ※表彰式欠席1名には学校へお届けしました。

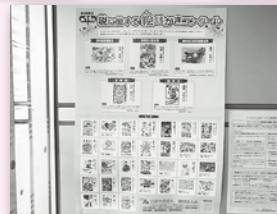


【感謝状 出席3校】 ※表彰式欠席14校には学校へお届けしました。



前ページ(14,15ページ)の入賞36作品の特大ポスター(一部上位作品のみの映像等)は、下記一覧の通り藤枝市・焼津市の様々な場所に掲示しました。

| | |
|-----------------------------|----------------------|
| 1 藤枝法人会会報2月号 | 9 静岡県藤枝財務事務所 |
| 2 藤枝法人会ホームページ | 10 藤枝市文化センター |
| 3 藤枝総合庁舎本館情報モニター(上位3作品) | 11 藤枝市生涯学習センター |
| 4 藤枝市役所1階ロビー行政情報モニター(上位3作品) | 12 焼津文化会館 |
| 5 焼津市役所モニター(上位3作品) | 13 焼津シーガルドーム(確定申告会場) |
| 6 藤枝駅構内パープルビジョン(上位3作品) | 14 しずおか焼津信用金庫藤枝駅支店 |
| 7 藤枝税務署 | 15 しずおか焼津信用金庫石津支店 |
| 8 藤枝市役所 | |



写真で
見る

第13回 租税教室

主催：青年部会

開催日：令和6年11月30日（土）

会場：藤枝市文化センター・ホール



青年部会では、昨年に引き続き、「大学生を対象とした租税教室」を開催しました。

ボードゲームや講座、交流会を通して税金の知識や大切さを楽しく学んでもらいました。

【司会】



原川副部会長

【部会長あいさつ】



森部会長

第一部

税金教室「給与明細の見かたとマイナンバー制度について」

講師：藤枝税務署 法人課税第一部門統括国税調査官 森本雅博 氏

13:05～13:35

【第一部・講師】



森本雅博 氏



| 令和6年11月分 給与明細表 | | 氏名 | 小保 隆平 |
|---|----------|-----------|---------|
| (A) 勤続日数 (日) | 欠勤日数 (日) | 有給日数 (日) | |
| 19 | 0 | 1 | |
| 遅刻日数 | 早退日数 | 超過勤務 (時間) | |
| 0 | 0 | 7 | |
| (B) (1) 基本給 (2) 課税額 | | | |
| 230,000 | 13,000 | | |
| (C) 所得控除 (4) 家族手当 (7) 期末給付 | | | |
| 5,000 | 25,000 | 2,000 | 277,700 |
| (D) (8) 健康保険 (6) 介護保険 (7) 厚生年金 (9) 雇用保険 | | | |
| 8,300 | 0 | 21,600 | 1,800 |
| (9) 所得税 (10) 住民税 (11) 財形貯蓄 (4) 控除額 | | | |
| 4,300 | 12,400 | 5,000 | 96,700 |

第二部

キャッシュフローゲームセミナー

講師：(株)ワークフェア 代表取締役 中山 猛氏

13:40~15:55

【第二部・講師】



中山 猛氏



第三部

若手企業家との交流会

16:00~17:00



(令和6年8月22日～12月16日)

法人会活動

全法連・東海法連・静岡県連



9月10日 東海法人会連合会「第36回定時総会」 [会場] 名鉄グランドホテル



10月3日 (公財)全国法人会総連合「第40回法人会全国大会(鹿児島大会)」 [会場] 城山ホテル鹿児島

全国の法人会会員約1696名が一堂に会して、令和6年10月3日(木)、第40回法人会全国大会(鹿児島大会)が、城山ホテル鹿児島にて、国税庁奥長官他多数のご来賓出席のもと盛大に開催されました。第1部の式典では、会員増強表彰をはじめ各種表彰、次に令和6年度税制改正に関する提言の報告、そして青年部会による租税教育活動の報告が行われ、第2部では「新型コロナ禍で大打撃を受けた航空業界 危機下の経営戦略を語る」という演題で、ANAホールディングス(株)取締役会長 片野坂真哉氏による記念講演が行われました。



10月8日 (一社)静岡県法人会連合会 女性部会連絡協議会「第34回情報交換会」 [会場] グランディエールブuketーカイ



10月29日 (一社)静岡県法人会連合会 青年部会連絡協議会「第34回情報交換会」 [会場] グランディエールブuketーカイ



11月7日-8日 (公財)全国法人会総連合 青年部会連絡協議会「第38回法人会全国青年の集い福井大会」

〔会場〕サンドーム福井ほか

全国の青年部会員約2000名が一堂に会して、第38回法人会全国青年の集い福井大会がサンドーム福井にて、税務当局、全法連役員ほか多数のご来賓出席のもと開催されました。大会前日には、租税教育活動プレゼンテーション及び「健康経営大賞」ファイナリストによる事例紹介が行われ、租税教育活動では、東京の立川法人会が、健康経営大賞では、単位会部門で東京の世田谷法人会、企業部門で石川の金沢法人会所属の(株)金沢シールがそれぞれ最優秀賞を受賞されました。また、式典に先立ち、部会長サミットが開催され、部会員増強についてをテーマに各単位会相互の意見交換が行われました。式典では租税教育活動プレゼンテーション、健康経営大賞の結果発表及び表彰、部会員増強表彰が行われ、記念講演では「足し算で生きる～がんステージ4からの生還～」という演題で元フジテレビアナウンサー 笠井信輔氏による講演が行われました。



11月22日 (一社)静岡県法人会連合会「大規模法人等向け研修会」〔会場〕グランディエールブuketーカイ

本 会



8月22日 実務講座〔会場〕焼津文化会館

テーマ「身近で起こっている労務トラブルの実態」

講師 / (有)静岡経営労務管理センター 代表取締役・社会保険労務士 伊藤彰彦 氏



9月11日 税務講習会〔会場〕焼津文化会館

〈第1部〉テーマ「県税のしくみと使いみち」講師 / 静岡県藤枝財務事務所 所長 平山親子 氏

〈第2部〉テーマ 1.「法人税に関する謝りやすい主な事例」2.「自主点検チェックシート活用について」

講師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門上席国税調査官 浦田芳弘 氏



10月1日 弁護士講習会 [会場] 焼津文化会館
 テーマ 「今の時代に合った法律の基礎知識」 講師 / 追手町法律事務所 弁護士 相川洋介 氏



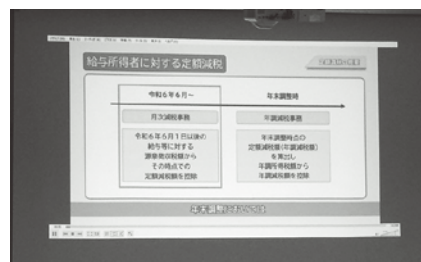
10月18日 実務講座 [会場] 焼津文化会館
 テーマ 「総務・庶務の役割と基礎実務講座」 講師 / 株人事サポートプラスワン 代表取締役 松本健吾 氏



10月22日 研修旅行「雪印メグミルク海老名工場見学、横浜中華街散策」



11月6日 (一社)静岡県法人会連合会長表彰状伝達式 記念講演会 [会場] ホテルアンビア松風閣
 演 題 「米新政権は世界と日本に何をもたらすのか？」 講師 / 国際ジャーナリスト 飯山雅史 氏



11月15日 税務講習会 [会場] 焼津文化会館
 テーマ 「年末調整に係る留意点」 講師 / 藤枝税務署 法人課税源泉担当事務官 小波津百可 氏



11月21日 新設法人説明会 [会場] 藤枝市民会館
講師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門上席国税調査官 浦田芳弘 氏

青年部会



9月27日-28日 研修旅行「京都府内 研修視察」



12月16日 勉強会 [会場] 焼津商工会議所
テーマ「AIで変わる社会とビジネス」
講師 / 静岡産業大学 経営学部学部長 佐野典秀 氏

女性部会



12月4日 教養講座 [会場] 焼津文化会館
テーマ「食品ロスを減らす、もうひと工夫」
講師 / 料理研究家 行長万里 氏

令和6年分の確定申告は自宅でスマホから！ マイナンバーカードでe-Tax

いつでも
どこでも
初めてでも
安心♪

スマホでサクっと♪

e-Tax

令和7年1月から
所得税のすべての画面が
スマホで
見やすくなります♪

確定申告書等作成コーナーなら
金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成！

作成コーナー

マイナポータル連携
の詳細はこちら

マイナポータル連携で
控除証明書等のデータが
自動入力できる！
※ご利用には事前準備が必要です

税務職員 ふたば

確定申告に関する疑問は
AIチャットボットの
ふたばにご相談ください

申告・納税

所得税および復興特別所得税・贈与税
令和7年3月17日(月)まで

消費税および地方消費税(個人事業者)
令和7年3月31日(月)まで

事業税・住民税の申告期限
令和7年3月17日(月)まで

確定申告には、「マイナンバー」が
必要です。

税務署・都道府県・市区町村

e-Taxの5つのメリット

- 自宅から申告可能
- 確定申告期間 24時間利用可能
※メンテナンス時間を除きます
- 申告書がデータで取得可能
- 添付書類 提出不要
- 早期還付 (3週間程度で還付)
※書面提出の場合は 1か月~1か月半程度で還付

申告に困ったときは

▶ 動画で見る確定申告
確定申告書等作成コーナーの操作方法
などを動画でご案内

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

確定申告はマイナポータル連携で自動入力

一度ご利用いただくとそのメリットを実感！翌年以降はさらに便利に♪

マイナポータル連携のメリット

- ✓ 医療費の領収書等の収集や集計が不要
- ✓ 確定申告書の該当項目へ自動入力
- ✓ 作成した確定申告書をe-Taxで送信
- ✓ 書類の管理・保管が不要

利用した方から驚きの声！

確定申告書の
作成時間が
短縮！

医療費やふるさと納税の
データが自動で連携されて来！
入力の手間もミスもなく安心♪



確定申告会場のご案内

開設場所 焼津市総合体育館（シーガルドーム）サブアリーナ
焼津市保福島1050番地

開設期間 令和7年2月17日（月）から令和7年3月17日（月）まで（土・日・祝日は除きます。）

開設時間 9時から17時（受付終了：16時）（会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。）

会場案内図



問い合わせ先は藤枝税務署です。

（代）054-641-0680

自動音声の案内に従い番号を選択してください。

「0」⇒所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告に関するご相談（確定申告電話相談センター）

注）焼津市総合体育館への電話での問い合わせはご遠慮ください。（申告会場との取次ぎはしていません。）

※お車で来場される方は、第2駐車場をご利用ください。

入場には 確定申告会場への入場には、**整理券**が必要です。

▶ 会場で当日配付

▶ LINEから事前発行 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください（<https://www.nta.go.jp>）

※入場整理券の配付状況によっては、後日の来場をお願いすることがあります。

【申告会場での留意事項】

- 発熱等の症状のある方や体調の優れない方は、来場を控えていただくようお願いします。
- 焼津市総合体育館のスリッパには、数に限りがあるため、体育館シューズ等の内履きをご持参ください。
- 開設期間中は、藤枝税務署内では申告書の作成指導は行っておりません。
- 確定申告会場では、基本的にご自身のスマホで申告していただきます。

国税の
ダイレクト納付が
さらに便利に

自動ダイレクト

自動ダイレクトとは

e-Taxの申告等データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続きをすることができる機能です。

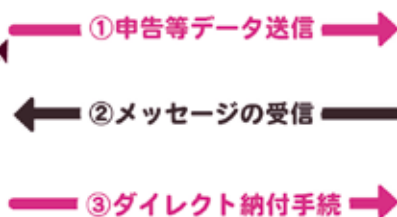
※令和6年4月からe-Taxでご利用いただけるほか、民間のソフトウェア開発事業者が提供する各種会計ソフトにも順次対応を依頼しています。

こんな方に
おすすめ!

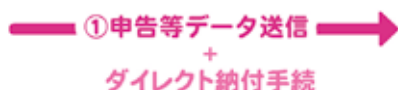
源泉所得税を毎月納付する方など
納付の機会が多い方



ダイレクト納付利用の場合



自動ダイレクトを利用すると...



POINT!

自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は各申告手続の法定納期限になります。

※法定納期限当日に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日。

申告等データ送信画面でチェックを入れるだけで簡単納付♪

| | |
|------------|-------------------------|
| 個人番号又は法人番号 | 個人番号又は法人番号の入力が不要な手続きです。 |
| 提出先税務署等 | 地所税務署 |
| 添付書類 | なし |
| 提出年月日 | 令和6年5月27日 |

自動ダイレクト

本申告は自動ダイレクトの対象です。自動ダイレクトとは①
災害等により法定納期限が延長されている方は、口座引落日等についてこちらを必ずご確認ください。

私(当社)は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落しにより納付します

申告と納付手続が同時に完了!!



詳細は国税庁ホームページ「自動ダイレクト」をご覧ください。



自動ダイレクトの利用方法は「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)マニュアル」をご覧ください。



国税の

キャッシュレス納付方法

ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)

e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法

利用方法

- ① ダイレクト納付利用届出書を提出
- ② e-Taxで申告等データの送信+自動ダイレクトで納付手続完了!
- ③ (自動ダイレクト利用なしの場合)送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続



インターネットバンキング等による電子納税

インターネットバンキング口座やATMから納付する方法

利用方法

- ① e-Taxで申告等データの送信
- ② 送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続→普段利用している金融機関サイトを経由して納付完了!

振替納税(個人の方のみ)

事前に届出をした預貯金口座から、
国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法



詳細は国税庁ホームページ
「国税の納付手続」へ

クレジットカード納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法

スマホアプリ納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、「○○Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法



県税の電子申告・電子納税

静岡県の法人県民税・法人事業税・特別法人事業税は
電子申告・電子納税が便利です！

利用方法等

電子申告

- ① eLTAXのホームページで利用者届出を行い、利用者IDを取得します。
- ② PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアを準備します。
- ③ 利用届出時の情報などをもとに、申告データのひな型を作成します。
- ④ 申告データを作成し、電子署名を行います。
- ⑤ eLTAXポータルセンターにアクセスし、データを送信します。

- 利用者届出を行うためには電子証明書、メールアドレス、ICカードリーダーが必要です。
- 送信結果は各利用者ごとに用意されたメッセージボックスで確認することができます。
- 既にeLTAXを利用している場合は、申告先に静岡県を追加することで、静岡県への電子申告が可能となります。

電子納税

共通納税システムにより、すべての地方公共団体へ一括して電子納税が行えます！

- ① eLTAXポータルセンターの「納税メニュー」より、納付したい申告を選び納付情報発行依頼を行います。
- ② 納付状況が「納付可」となったら、納付情報一覧画面より選択し納付します。

- 県税の電子納税は地方税共同機構の共通納税システムにて行われます。
詳しくは「共通納税」で検索、または地方税共同機構のウェブページをご覧ください。
<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/>
- 電子納税を利用した場合、領収証書は発行されず、画面上で納税済みの確認を行います。
領収書が必要な方は従来通り、金融機関窓口で納税を行ってください。

★利用手続や「PCdesk」操作で困ったらeLTAXヘルプデスクへ！

問い合わせ窓口

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/> の「お問い合わせ」から問い合わせ事項などを入力してください。

電話

ハイシンコク
0570-081459





































































































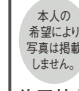
上記の電話番号でつながらない場合 **03-5521-0019**
(受付時間9:00~17:00/土日祝、年末年始を除く)



※具体的な申告内容等については管轄区域の財務事務所にお問い合わせください
(焼津市・藤枝市：静岡財務事務所直税第1課 電話 054-286-9160)

このチラシの問い合わせ先 静岡県経営管理部税務課 054-221-2041・2048 zeimu@pref.shizuoka.lg.jp

東海税理士会藤枝支部会員名簿 (支部入会順)

| | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|--|---|---|---|---|--|---|--|--|--|
|  増田武治 藤枝市田沼3 ☎636-1287 |  杉井裕郎 焼津市三右衛門新田 ☎623-1881 |  伊藤恒夫 藤枝市大新島 ☎635-5615 |  河野正彦 藤枝市駅前2 ☎641-2725 |  笠原敏幸 藤枝市藤岡5 ☎643-6069 |  吉田雄一 焼津市東小川18 ☎629-6663 |  藤浪良昭 焼津市塩津 ☎397-5784 |  大石康夫 焼津市西焼津 ☎627-5022 |  深澤美恵子 焼津市田尻北 ☎624-2794 |  鈴木國弘 焼津市駅北1 ☎627-9638 |  藪崎正則 焼津市小土 ☎626-9823 |  吉川 始 藤枝市大新島 ☎634-2570 |  澤村 守 藤枝市谷福葉 ☎644-7845 |
|  片山享一 藤枝市下之郷 ☎638-3766 |  青島孝之 藤枝市岡出山1 ☎637-9803 |  安井博史 焼津市東小川6 ☎627-5261 |  高野佳和 藤枝市岡部町内容 ☎667-3253 |  増田和宏 藤枝市青木1 ☎643-3771 |  小倉寿美 焼津市焼津4 ☎629-1717 |  山崎恵三 藤枝市高柳1 ☎631-7539 |  吉田道明 藤枝市小石川町1 ☎689-3196 |  青木 敬 焼津市岡当目 ☎627-9851 |  平井幸子 焼津市栄町3 ☎626-5711 |  小長谷智子 焼津市与惣次1 ☎624-0268 |  遠藤次男 焼津市上新田 ☎624-1885 |  増田貴行 藤枝市本町1 ☎643-5151 |
|  内藤良彦 藤枝市郡1 ☎646-8890 |  増田良子 藤枝市青木1 ☎643-3771 |  岩崎卓夫 藤枝市駅前1 ☎646-7701 |  梅田健司 焼津市宗高 ☎622-3295 |  沼野和吉 焼津市石津町 ☎656-0788 |  大畑雅子 焼津市駅北1 ☎627-9638 |  渡邊義博 焼津市水上 ☎645-4571 |  笠原大輔 藤枝市藤岡5 ☎643-6069 |  伊藤裕一郎 藤枝市小石川町2 ☎631-7888 |  森 祐輔 焼津市東小川7 ☎628-7973 |  多々良信彦 焼津市東小川7 ☎628-7973 |  落合孝康 焼津市小川 ☎624-7171 |  小林敏樹 藤枝市青葉町2 ☎636-7952 |
|  岡村正雄 焼津市下小杉 ☎662-1391 |  大石 誠 藤枝市小石川町4 ☎631-5952 |  三岡厚文 藤枝市岡出山2 ☎270-8861 |  杉原一雄 藤枝市平島 ☎270-3719 |  松原隆宣 藤枝市本町3 ☎639-5570 |  平野純也 藤枝市天王町3 ☎646-4700 |  山崎義和 焼津市三ヶ名 ☎629-6711 |  鈴木和臣 藤枝市高柳1 ☎270-5741 |  内山勝浩 焼津市大栄町2 ☎628-5372 |  飯塚理恵 藤枝市水守2 ☎641-0610 |  山本浩幸 焼津市下小田上町 ☎624-0962 |  石村正美 焼津市上新田 ☎207-7064 |  吉田公輔 焼津市東小川18 ☎629-6663 |
|  井上香織 藤枝市志太2 ☎631-5258 |  池田佳通 藤枝市小石川町4 ☎646-3388 |  宮崎博史 藤枝市岡出山1 ☎636-5102 |  吉田和弘 藤枝市小石川町1 ☎689-3196 |  浅井伸也 藤枝市高岡2 ☎631-5152 |  天野 貢 藤枝市駅前2 ☎641-4898 |  大野克治 焼津市三ヶ名 ☎629-5270 |  三橋重継 藤枝市駅前2 ☎631-6346 |  山崎晃弘 藤枝市藤岡5 ☎643-6069 |  村松克彦 藤枝市駅前2 ☎644-3511 |  油井孝介 焼津市立花1 ☎627-5261 |  太田容子 藤枝市高岡2 ☎636-1199 |  片川和樹 焼津市焼津1 ☎628-2626 |
|  片川真理子 焼津市焼津1 ☎628-2626 |  藪崎大介 焼津市大島 ☎625-7022 |  下川大地 藤枝市高岡2 ☎637-3080 |  野島由美子 藤枝市高岡1 ☎631-9160 |  若杉直彦 藤枝市首羽町3 ☎641-0577 |  田村博和 藤枝市駅前1 ☎631-5811 |  平井寛子 焼津市三ヶ名 ☎622-6836 |  神間賢治 焼津市東小川7 ☎628-7973 |  内川正樹 焼津市大村1 ☎660-1019 |  澤本善彦 藤枝市首羽町5 ☎9090-1864-7639 |  曾根宜章 藤枝市立花1 ☎643-2112 |  杉井裕士 藤枝市高岡2 ☎623-1881 |  小木理弘 焼津市焼津3 ☎639-6766 |
|  鍋田和孝 藤枝市小石川町2 ☎641-1573 |  大石龍哉 焼津市西焼津 ☎627-5022 |  岩崎美穂 藤枝市田沼3 ☎639-6766 |  平井俊光 焼津市上新田 ☎622-6836 |  伊藤文子 藤枝市下藪田 ☎648-1511 |  鈴木智昭 藤枝市岡出山1 ☎639-7781 |  平岩成哉 藤枝市藤岡1 ☎644-7219 |  榎原 巧 焼津市西焼津 ☎627-5022 |  北澤世紀 焼津市西焼津 ☎627-5022 |  押尾卓耶 藤枝市岡部町岡部 ☎625-8717 |  岡尾健太 焼津市東小川6 ☎627-5261 |  村松貴史 焼津市駅北1 ☎627-9638 |  海野芳央 焼津市五ヶ星之内 ☎628-5644 |
|  内藤昌宏 藤枝市小石川町2 ☎641-1573 |  深田良宏 焼津市小川 ☎627-5045 |  増田貴樹 焼津市東小川6 ☎627-5261 |  深尾 宏 藤枝市前島2 ☎631-7778 |  大橋金行 焼津市東小川7 ☎628-7973 |  村野孝宜 焼津市大村1 ☎660-1019 |  山梨英亮 焼津市東小川7 ☎628-7973 |  水流輝明 焼津市東小川7 ☎628-7973 |  平口昌代 藤枝市高柳2 ☎637-3080 |  杉原慈子 藤枝市平島 ☎270-3719 |  仲田祐希 藤枝市大洲2 ☎9090-6765-6110 | 本人の希望により写真は掲載しません。 | |
| あおい税理士法人 焼津市東小川7 ☎628-7973 社員 森 祐輔 多々良信彦 神間賢治 大橋金行 山梨英亮 水流輝明 | | | 税理士法人 法理舎 藤枝市高柳2 ☎637-3080 社員 下川大地 平口昌代 | | | 税理士法人 ペガサス 藤枝市田沼3 ☎639-6766 社員 小木理弘 岩崎美穂 | | | 税理士法人 山本事務所 焼津市下小田上町 ☎624-0962 社員 山本浩幸 | | | |
| 田中会計税理士法人 焼津市上新田 ☎622-6836 社員 平井寛子 平井俊光 | | | 久遠税理士法人 焼津市駅北1 ☎627-9638 社員 鈴木國弘 大畑雅子 村松貴史 | | | 税理士法人 杉井会計事務所 焼津市三右衛門新田 ☎623-1881 社員 杉井裕郎 杉井裕士 | | | 税理士法人 エース 焼津市西焼津 ☎627-5022 社員 大石康夫 大石龍哉 榎原 巧 北澤世紀 | | | |
| 税理士法人 K・S・D小林会計 焼津市三ヶ名 ☎629-6711 社員 山崎義和 | | | 税理士法人 笠原会計事務所 藤枝市藤岡5 ☎643-6069 社員 笠原敏幸 笠原大輔 山崎晃弘 | | | すんぷ税理士法人 小石川事務所 藤枝市小石川町4 ☎631-5952 社員 大石 誠 | | | お問い合わせは 焼津商工会議所会館2階 税理士会事務相談所へ 電話 (628) 2250 ※税理士会では無料税務相談を行っておりません。 | | | |

(本ページは税理士会提供記事)

(公社)藤枝法人会 令和7年度年会費について

令和7年度の年会費につきまして、6月10日(火)にご指定頂いている口座から引落しをさせていただきますので、誠に恐縮ではございますが、前日までに口座へご用意くださいますようお願い申し上げます。

※引落口座の変更をご希望される会員様につきましては、3月21日(金)までに、法人会事務局(電話 643-8410)へご連絡ください。

※資本金変更の際も、3月21日(金)までに事務局へご連絡ください。

※当会の会費は消費税法の定めにより、消費税の課税対象とはなりません。(不課税)

■取扱い金融機関

| | | | |
|--------|----------|------------|-------|
| 静岡銀行 | スルガ銀行 | 清水銀行 | 大井川農協 |
| 静岡信用金庫 | 島田掛川信用金庫 | しずおか焼津信用金庫 | |

■(公社)藤枝法人会会費区分

| 会費種別 | 資本金 | 年 額 |
|------|------------------|---------|
| 正会員 | 100万円以下 | 3,000円 |
| | 100万円超 500万円以下 | 6,000円 |
| | 500万円超 3,000万円以下 | 9,000円 |
| | 3,000万円超 1億円以下 | 15,000円 |
| | 1億円超 | 30,000円 |
| | 子会社 | 1,000円 |
| 賛助会員 | 学校法人、宗教法人、公益法人等 | 3,000円 |
| | 支店法人・営業所等 | 5,000円 |
| | 個人 | 3,000円 |



Afternoon Tea

松風閣オリジナル
アフタヌーンティーセット

(1セット2名様分 / ご提供時間…14:00～17:00)

4,400円(消費税込)



ドリンクは紅茶の他、コーヒー・富士山クリームソーダ・そして期間限定ドリンクよりお選びいただけます。

また、各シーズンには期間限定アフタヌーンティーもご用意。詳細は公式ホームページをご覧ください。

完全予約制 ご予約は2日前 18:00 まで

ホテルアンビア松風閣

<https://www.syofukaku.com/>

054-628-3131

(受付時間…9:30～19:00)





新 入 会 員 紹 介



～ご入会ありがとうございました～

入会日 / 令和6年6月4日～12月18日

| 法 人 名 | 所 在 地 | 紹 介 者 |
|-------|-------|-------|
|-------|-------|-------|

藤枝地区

| | | |
|-----------------------------|----------------|-------------------------|
| (株) Bear's | 藤枝市大洲4丁目6-18 | 事務局 |
| (株) いっば | 藤枝市高柳1丁目11-4 | しずおか焼津信用金庫 藤枝駅支店 |
| (有) 宝三電気工事 | 藤枝市岡部町村良458-6 | (株)D-zone、(株)渡邊商店(青年部会) |
| (株) Preventive care Yoshino | 藤枝市岡部町内谷600-19 | しずおか焼津信用金庫 岡部支店 |
| (株) 横山建築 | 藤枝市志太2丁目21-25 | AIG損害保険(株) |
| (株) DAIHATECT | 藤枝市下当間60-1 | 巻田油業(株) |
| (株) 大王実業 | 藤枝市岡部町岡部1656-9 | しずおか焼津信用金庫 藤枝支店 |
| 西形建業(有) | 藤枝市郡1丁目13-10 | しずおか焼津信用金庫 藤枝中央支店 |
| (株) NAKAKEN | 藤枝市築地838 | しずおか焼津信用金庫 藤枝駅支店 |
| (株) ブラックケミカル | 藤枝市堀之内1丁目2-14 | しずおか焼津信用金庫 藤枝駅支店 |
| (同) 栄進 | 藤枝市岡出山1丁目9-5 | しずおか焼津信用金庫 藤枝上支店 |
| (宗) 宗参寺 | 藤枝市大東町135 | しずおか焼津信用金庫 高洲支店 |
| Re-フォレスト(同) | 藤枝市水上210-44 | しずおか焼津信用金庫 藤枝駅支店 |
| (有) やすらぎ | 藤枝市水守2丁目9-6 | しずおか焼津信用金庫 藤枝水守支店 |
| (株) 江間特殊工芸 | 藤枝市仮宿1602-1 | しずおか焼津信用金庫 藤枝水守支店 |
| 青葉建築デザイン(株) | 藤枝市青葉町1丁目3-6 | しずおか焼津信用金庫 藤枝支店 |
| KSK(株) | 藤枝市岡出山2丁目12-12 | しずおか焼津信用金庫 藤枝上支店 |
| (株) REDER | 藤枝市緑町2丁目2-8-3階 | 松葉倉庫(株) |
| (株) 小川テクニクス | 藤枝市横内2088 | しずおか焼津信用金庫 藤枝水守支店 |
| ツバキ電設(株) | 藤枝市天王町2丁目12-18 | しずおか焼津信用金庫 藤枝中央支店 |
| (有) 藤枝さのこ園 | 藤枝市末広3丁目3-7 | 静岡銀行 藤枝駅支店 |
| (有) 静岡ジーピー | 藤枝市内瀬戸139-2 | 静岡銀行 藤枝駅支店 |
| イバーキングサービス(有) | 藤枝市上当間407-2 | (有)静岡経営労務管理センター |
| (有) 大興物産 | 藤枝市高洲17-35 | 静清信用金庫 高洲支店 |
| 前田土建(株) | 藤枝市岡部町岡部787 | 静清信用金庫 藤枝支店 |
| 谷稲葉商店(株) | 藤枝市谷稲葉207-1 | 静清信用金庫 藤枝支店 |

焼津地区

| | | |
|-----------------|---------------|--------------------|
| (株) ヨネヤマ | 焼津市八楠1丁目18-12 | (株)長谷川鐵工所 |
| ふたつかね(株) | 焼津市八楠4丁目22-11 | 青島ポンプ工業(株) |
| (株) イケヤ酒店 | 焼津市坂本503 | 事務局 |
| (株) 翔史 | 焼津市中新田770-21 | しずおか焼津信用金庫 大住支店 |
| 静岡みらい(株) | 焼津市利右衛門563-1 | しずおか焼津信用金庫 道原支店 |
| eクレーン静岡(株) | 焼津市利右衛門684-1 | (株)赤阪鐵工所 |
| (株) ハビバ | 焼津市石津2-1 | しずおか焼津信用金庫 焼津支店 |
| タイケイフーズ(株) | 焼津市保福島1123-3 | しずおか焼津信用金庫 まるせい営業部 |
| (株) ICM | 焼津市塩津219-8 | しずおか焼津信用金庫 焼津西支店 |
| (株) 大月精機 | 焼津市田尻2832 | しずおか焼津信用金庫 石津支店 |
| (株) N. A. モーターズ | 焼津市下小杉970-1 | しずおか焼津信用金庫 大井川支店 |
| 共同工業(株) | 焼津市田尻北314-6 | 事務局 |

| | | |
|------------------|----------------|--------------------|
| (株) SIC開発 | 焼津市中港3丁目1-16 | (株)共水 |
| (株) nishio paint | 焼津市田尻2702 | しずおか焼津信用金庫 石津支店 |
| (株) Aglead | 焼津市田尻152-2 | しずおか焼津信用金庫 石津支店 |
| IMA建築STYLE (株) | 焼津市上泉475-2 | しずおか焼津信用金庫 藤枝支店 |
| (株) ステラ | 焼津市相川825 | しずおか焼津信用金庫 大井川支店 |
| (株) シフォン・焼津 | 焼津市東小川7丁目7-10 | 静清信用金庫 石津支店 |
| 農芸環理 (株) | 焼津市与惣次2丁目10-10 | しずおか焼津信用金庫 まるせい営業部 |
| 肥料開発 (株) | 焼津市与惣次2丁目10-10 | しずおか焼津信用金庫 まるせい営業部 |
| (株) FM812Yaizu | 焼津市栄町1丁目4-10 | (株)清水一級建築設計事務所 |
| (株) 駿河 | 焼津市柳新屋747-1 | しずおか焼津信用金庫 大住支店 |
| リーチアウト浜松 (有) | 焼津市大村3丁目33-5 | しずおか焼津信用金庫 焼津西支店 |
| KRC賃貸 (同) | 焼津市東小川7丁目9-18 | しずおか焼津信用金庫 焼津支店 |
| (株) フィールドパートナー | 焼津市柳新屋761-1 | しずおか焼津信用金庫 大富支店 |
| (株) IO2U | 焼津市柳新屋508 | しずおか焼津信用金庫 焼津支店 |
| (有) 桜井板金 | 焼津市大栄町1丁目1-23 | しずおか焼津信用金庫 焼津北支店 |
| 大仙ベニヤ (株) | 焼津市本中根395 | しずおか焼津信用金庫 大富支店 |
| (株) きぼうホールディングス | 焼津市東小川6丁目8-13 | 静清信用金庫 焼津支店 |
| (株) きぼう | 焼津市東小川6丁目8-13 | 静清信用金庫 焼津支店 |
| (株) K-TRUST | 焼津市三和1469-1 | 島田掛川信用金庫 西焼津支店 |
| ツボイホールディングス (株) | 焼津市小屋敷138 | しずおか焼津信用金庫 豊田支店 |
| (同) サンダース | 焼津市中根新田1304-1 | 静清信用金庫 石津支店 |
| 令和エステート (株) | 焼津市小柳津451 | 静清信用金庫 西焼津支店 |
| クロスロード (同) | 焼津市越後島68-1 | 静岡銀行 焼津支店 |
| トモニ (株) | 焼津市中港3丁目8-21 | 静岡銀行 焼津支店 |
| (株) 府中屋 | 焼津市小土1156 | 静岡銀行 焼津支店 |
| 予祝インタレスト (株) | 焼津市三ヶ名1187-1 | 静岡銀行 焼津支店 |
| (株) C&Yパートナーズ | 焼津市栄町3丁目3-33 | 静岡銀行 焼津南支店 |

賛助会員

| | | |
|--------------------|------------------|--------------------|
| (株) With Harmonics | 藤枝市田沼1丁目17-39-2F | しずおか焼津信用金庫 藤枝支店 |
| (同) Renovate Japan | 焼津市駅北2丁目8-9 | しずおか焼津信用金庫 まるせい営業部 |
| (株) ARIA | 藤枝市駅前2丁目19-15 | (株)マコア (AIG代理店) |
| (株) ヨシキ | 藤枝市岡出山1丁目15-15 | しずおか焼津信用金庫 藤枝中央支店 |

**消費税の期限内納付を
忘れずに。**

**期限内納付のための
納税資金の積立てをお願いします!**

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

**消費税には
申告・納付期限^(※1)
があります。**

■ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
■ 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
■ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
■ 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例^(※4)があります。

**申告・納付には
e-Taxが
利用できます。**

**個人事業者の方は振替納税も
利用できます。**

確定申告書等作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

| 直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3) | 申告・納付回数 |
|------------------------------------|------------------------------------|
| 4,800万円超 | 年12回(確定申告1回、中間申告11回) |
| 400万円超4,800万円以下 | 年4回(確定申告1回、中間申告3回) |
| 48万円超400万円以下 | 年2回(確定申告1回、中間申告1回) |
| 48万円以下 | 年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5) |

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。

※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。



Business Guard



AIG 損保

地震休業サポート 地体力

企業財産保険(ニュープロパティガード)

事業継続サポート補償特約N + 地震・噴火危険補償特約(事業継続サポート補償特約用)N + 水災危険補償特約N※

※水災危険補償特約Nは外すことができます。



■経営者インタビュー動画

東日本大震災を乗り越え成長する会員企業のインタビューをご覧ください。



AIG 損害保険株式会社

URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

静岡支店

〒420-0851 静岡県 静岡市葵区黒金町20-1 AIG静岡ビル

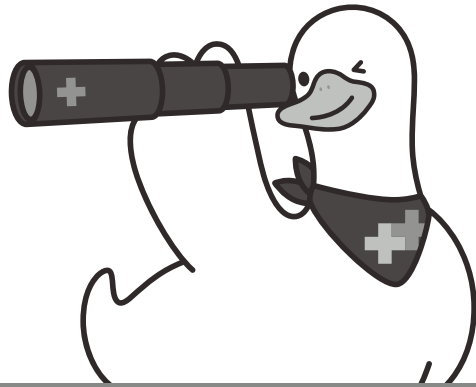
TEL.054-255-5141 FAX.054-686-1208

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。ご契約の引受けに際しては、弊社所定の条件があります。2024年10月時点の内容です。

(24-073023)

資産形成と保障のハイブリッド



見通しのきかない未来に、
堅実で柔軟な安心を。

特長1

増やす

将来に向けた資金を確実に増やすことができます。

⚠ 保険料払込期間中に解約した場合、解約払戻金額は既払込保険料を下回りますのでご注意ください。

選ぶ

将来、必要な保障にあわせて
ご希望のコースを選択できます

介護 死亡 医療 年金

※コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。

特長2

備える

万一のときの死亡保障に加え、
介護保障にも備えられます。

※40歳未満は、介護保険金の支払対象外です。

無告知で

加入時も、将来コースを選択する際も、
健康状態に関する告知は不要です

※今までに公的介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けたことがある、または、申請中の場合はお申込みいただけません(加入後に同様の状態に該当した場合は、「介護重点保障コース」への変更はできません)。

ご契約例



契約者・被保険者
男性 30歳

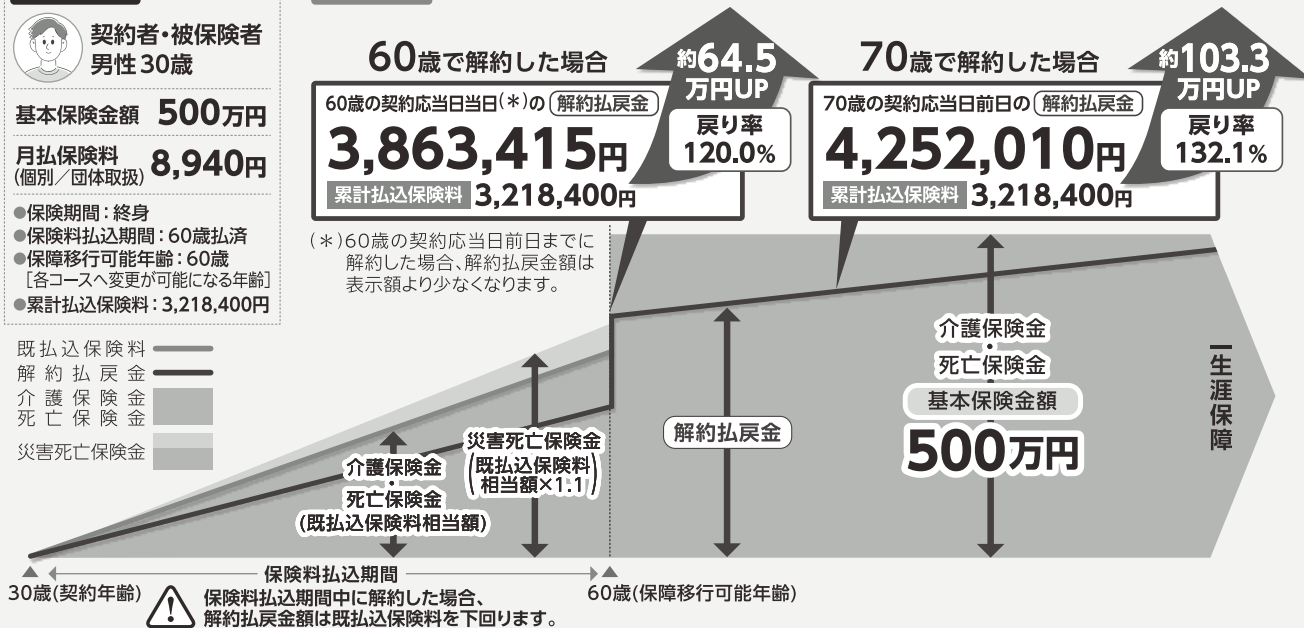
基本保険金額 500万円

月払保険料 (個別/団体取扱) 8,940円

- 保険期間: 終身
- 保険料払込期間: 60歳払済
- 保障移行可能年齢: 60歳
[各コースへ変更が可能になる年齢]
- 累計払込保険料: 3,218,400円

既払込保険料 —
 解約払戻金 —
 介護保険金 —
 死亡保険金 —
 災害死亡保険金 —

イメージ図 「介護保障・死亡保障」をそのまま継続(介護・死亡同額保障コース)した場合



(※)60歳の契約応当日(※)までに解約した場合、解約払戻金額は表示額より少なくなります。



- 介護保険金は、公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたときにお支払いします。
- 戻り率は、戻り率=解約払戻金額÷累計払込保険料×100として表示しています。戻り率はご契約内容などによって異なります。
- 解約払戻金をお受取りいただいた場合、その後の保障はありません。 ●保障内容および保険料などは、2024年6月2日現在のものです。

◎記載以外の保険料などについては募集代理店までお問い合わせください。 ◎詳しくは「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

Affac
アフラック

静岡支社 〒420-0852 静岡県静岡市葵区紺屋町17-1 葵タワー22F
Tel.054-254-7723 Fax.054-253-4645

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索





日本バレーは世界最高峰へ。

OSAKA BLUTEON SVSP-2024-057

大同生命がつなぐ バレーボールの未来。



大同生命SV.LEAGUEを応援しています。

その安心で、企業とともに未来をつくる。

DAIDO 大同生命保険株式会社

静岡支社/静岡県静岡市葵区黒金町59-6(大同生命静岡ビル4F)
TEL 054-253-3191

応援サイト



SVリーグ参加チームの紹介、大同生命と各チームが協同する地域貢献活動の様子などを掲載しています。